

岡山市監査委員公表第 2 1 号

監査結果報告における指摘事項の改善措置状況について、別紙のとおり通知があったので、地方自治法第 1 9 9 条第 1 4 項の規定により公表する。

令和 7 年 1 0 月 3 日

岡山市監査委員	岩	田	康	裕
同	岡	部	宗	茂
同	成	本	俊	一
同	太	田	栄	司

岡 人 第 1 9 8 号
令和7年9月19日

岡山市監査委員 様

岡山市長 大 森 雅 夫

定期監査の指摘事項の改善措置状況について（通知）

令和7年4月実施定期監査における指摘事項について、別紙のとおり措置を講じたので、
地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

別 紙

定期監査の指摘事項の改善措置状況（令和 7 年 4 月実施分）

人事課

指摘事項

○支出事務について

退職手当の支給額を誤って過少に算定したことにより生じた遅延損害金を賠償金として支出している事例が認められましたので、今後、同様の事例が発生しないよう、適正な事務処理を行ってください。

改善措置状況

○支出事務について

退職手当は、退職時の給料月額をもとに算定を行いますが、勤続期間中に退職時の給料月額を上回る給料月額があった場合は、条例の規定により、最も高かった給料月額を勘案して算定することとなっています。しかし、このたび、過去に退職した市長事務部局の職員のうち一部の職員について、最も高かった給料月額を勘案せずに算定したため、退職手当を本来支給すべき金額より少なく支給していました。そのため、未支給分の退職手当とそれに伴う遅延損害金をあわせて支払ったものです。

今後は、このようなことが起こらないよう、関係する条例や規程について、最新の動向や事例も含め十分に確認し、特に留意すべき事項についてはマニュアルへ記載するとともに、改めて複数人でのチェックを徹底するなど、再発防止に努めてまいります。